

就業規則（賃金規定）

第〇条（固定残業代）

- 1 定額の時間外労働の割増賃金として、固定残業手当を支給する。
- 2 各従業員の固定残業手当の金額及び相当する労働時間数については、各従業員に個別に通知する。
- 3 実際の時間外労働が前項の相当労働時間を超えた場合、実際の時間外労働時間に基づき、時間外割増賃金と固定残業手当の差額を支給する。

※就業規則上、固定残業手当の金額及び相当する労働時間を定めることも可能ですが、従業員と個別の合意（雇用契約書等）をするのが一般的です。